諮問日:平成28年5月27日(平成28年度(最情)諮問第6号)

答申日:平成28年9月1日(平成28年度(最情)答申第25号)

件 名:職員配置図(秘書課)の一部開示の判断に関する件

答 申 書

#### 第1 委員会の結論

秘書課職員配置図(以下「本件対象文書」という。)の開示の申出に対し、 最高裁判所事務総長がその一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。) は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年5月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

平成27年7月1日付けの「情報公開に関する運用要領」7ページによれば、ファクシミリ送信によって開示申出書を提出することが想定されている。そのため、最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係(以下「文書開示第二係」という。)が使用しているファックス番号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)5条1号及び6号に該当しない。

# 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、特定の個人を識別することができることとなる情報並びに最高裁判所事務総局秘書課(以下「秘書課」という。)における司法行政事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(電話番号,内線番号等)が記載されている。よって、本件対象文書につき、当該情報が記録された部分を不開示とした原判断は、相当である。

苦情申出人は、本件対象文書に文書開示第二係の使用するファクシミリ番号が記載されていることを前提として苦情申出をしているようであるが、文書開示第二係には備付けのファクシミリ受信機器はなく、したがって、本件対象文書中の不開示部分に文書開示第二係のファクシミリ番号の記載はない。なお、苦情申出人が主張する文書の記載をもって、本件対象文書中に上記ファクシミリ番号の記載があるということにはならない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成28年5月27日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年6月22日 本件対象文書の見分及び審議

④ 同年8月29日 審議

# 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、秘書課の職員配置図(本件対象文書)の開示を求めるというものであり、本件苦情申出は、本件対象文書の一部につき法5条1号及び6号に相当する情報が記録されているとして当該部分を不開示とした原判断に対し、苦情が申し出られたものである。苦情申出人の主張するところは、不開示とされた部分に、文書開示第二係のファクシミリ番号が記載されていることを前提とし、当該記載に係る情報は、不開示情報に当たらないとするものである。
- 2 そこで、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、文書開示第二 係のファクシミリ番号は記載されていないことが確認された。したがって、苦 情申出人の主張には理由がない。

なお,見分の結果を踏まえれば,原判断において不開示とされた部分に特定の個人を識別することができることとなる情報並びに公にすることにより,秘書課における司法行政事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(電話番号,内線番号等)が記載されており,当該情報は,法5条1

号及び6号に相当するとする最高裁判所事務総長の説明は、合理的であると認められる。

3 以上のとおりであるから、本件対象文書の一部を不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、同条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委			門		正	人